

令和 6 年度 第 3 回石巻市 D X 推進本部提案

審議

提 出 日：令和 6 年 1 0 月 1 5 日

担当部・課：復興企画部 D X 推進課〔内線 4 2 6 2〕

① 件 名
石巻市生成 A I 利用ガイドラインの策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 今般、C h a t G P T に代表される生成 A I が普及し、日常生活において多くの人々が活用し始めている。それと同時に、様々な地方自治体でも業務の効率化や生産性の向上に向けた試みが実践され、一定の成果が報告されている。こうした新しい技術を積極的に活用していくことは、効率的に業務を遂行していく上で重要なことであり、今後も多くの地方自治体で市民サービスの利便性向上や効率的・効果的な行財政運営の実現のため、その導入が進んでいくものと考えられる。 【目的】 業務において生成 A I を安全に利用できる環境を整えるとともに、本市の保有する情報資産の安全性確保及び生成 A I から得られた情報の適切な利用を図るために必要な事項を定めた利用ガイドラインを策定し、最低限遵守すべき事項や運用ルール等必要な事項を定める。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 自治体 D X 推進計画（令和 6 年 4 月 2 4 日【第 3. 0 版】） 石巻市情報セキュリティポリシー（令和 5 年 8 月 3 1 日訓令第 2 1 号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・☐無☐】 【個別計画との整合性】 石巻市 D X 推進方針 B 「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組事項 ① 効率的・効果的な行財政運営実現のためのデジタル技術やデータの活用
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 2 年 1 2 月 自治体 D X 推進計画の策定（重点取組事項として A I の活用を位置付け） 令和 4 年 1 1 月 米 O p e n A I 社が生成 A I 「C h a t G P T」を公開 令和 5 年 4 月 横須賀市が「C h a t G P T」の実証運用を開始 令和 5 年 5 月 第 2 回庁議において「C h a t G P T に関するセキュリティ上のリスクについて」を報告 令和 5 年 8 月 宮城県が「C h a t G P T」を含む生成 A I の実証運用を開始

⑤ 主な内容
ガイドラインの主な内容は以下のとおり。 (1) 対象職員 一般職員（労務職を除く。） (2) 利用開始 令和6年11月1日 (3) 対象とする業務の範囲 ア 情報を校正、改善、翻訳する。 イ 情報の検索、整理、解析及び同定する。 ウ 着想や発想を得る又はアイデアを創出する。 エ 文章、画像、絵、写真、音、音楽、映像等を作成する。 オ 関数やマクロなどのプログラムを作成する。 カ その他、所属長が認めるもの (4) 運用上の留意事項 ア 入力する情報の内容や、生成A Iを通じて得られた結果の利用方法によって、法令違反や第三者の権利を侵害する可能性があることから、遵守すべき事項を明記 イ 生成A Iから出力した生成物を利用する場合は、生成A Iを利用したことを起案等に記載する。 ウ 生成A Iから出力された生成物を、対外的にそのまま利用する必要がある場合は、生成物により作成したことを生成物に記載する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
(1) 対象とする業務に関する先進自治体における検証結果はおおむね良好であることから、本市においても業務効率の向上が期待できる。 (2) 業務利用にかかる公費負担は無し
⑦ 県内他の自治体の政策との比較検討
宮城県においては、令和6年4月から本格運用開始、仙台市においては、令和5年6月から運用に関するガイドを作成し、庁内へ周知
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和6年11月1日 利用ガイドラインの試行運用開始 (利用ガイドラインの試行運用に合わせて、簡易なマニュアルや参考事例集を公開する予定) 令和7年度 本格運用開始予定
⑨ その他